

## 平成 27 年度介護保険制度改正・介護報酬改定に関する質疑応答

平成 26 年度当協会第 4 回理事会ならびに介護保険制度改正・介護報酬改定に係る伝達研修（当協会主催）における質疑応答をまとめました（厚生労働省から発出される予定の Q&A とは別物です）。介護報酬改定については、告示ならびに後日発出される予定の通知・疑義解釈（Q&A）等と併せてご確認をお願いいたします。

### 【主任介護支援専門員更新研修について】

（問 1）平成 28 年 4 月から施行される主任介護支援専門員更新研修の受講要件に、「日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において演題発表等の経験がある者、日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー、介護支援専門員に係る研修の企画・講師やファシリテーターの経験がある者」とある。例えば、平成 27 年度に開催される日本ケアマネジメント学会での演題発表者は該当するのか。

（答 1）該当する。なお、平成 28 年度以降は、更新研修と更新研修の間に行っていればよいとなる。

（問 2）同じく主任介護支援専門員更新研修の受講要件に「地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年 4 回以上参加した者」とある。職能団体等の範囲および研修のレベル、年 4 回以上とはどの年を指すのか。

（答 2）職能団体の範囲や研修レベルについては特に定められていない。一般的に介護支援専門員の質の向上に結び付くという研修内容であると都道府県が判断できるものであればよい。研修への参加は、毎年度 4 回以上参加していることが望ましいが、ある年度で年 4 回以上参加していればよい。

（問 3）主任介護支援専門員の更新研修を修了した場合であっても、専門研修（更新研修）を受講する必要があるか。

（答 3）主任介護支援専門員の更新研修修了者は、専門研修（更新研修）を修了した者とみなされる。

### 【居宅介護支援の特定事業所加算について】

（問 4）算定要件に、「法定研修等における実習受入れ事業所となるなど人材育成への協力体制の整備」がある。研修実施主体と居宅介護支援事業所の間で、実習受入れの「同意」を書面にて取り交わす認識である。指定の書面様式や同意の取り方等の指針があるのか。

（答 4）協力していること又は協力することについて、研修実施主体と誓約書等を取り交わしているなど、書面で証明できるものであれば差し支えない。

（なお、日本介護支援専門員協会において任意で使用する様式を作成する予定。）

(問5) 同じく「法定研修等における実習受入れ事業所となるなど人材育成への協力体制の整備」の算定要件について、何らかの書類等が示されて整備されていれば平成27年度から算定できるか。

(答5) 平成27年度から算定可能である。なお、人材育成への協力体制の整備の要件については、平成28年度の実務研修受講試験の合格発表の日から適用となる。

### 【特定事業所集中減算について】

(問6) 特定事業所集中減算の判断に係る特定のサービスへの集中割合が「80%を超える場合」についての適用はいつからか。

(答6) 平成27年後期分(9月分)から適用になる。同年前期分(3～8月分)の実績は現行通りの扱いとなる。

### 【居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携について】

(問7) 運営基準に、「介護支援専門員等は、居宅サービス計画等に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めること」とあるが、求めるまでは義務であり、もらえない場合は努力義務として基準違反ではないと考えて良いか。

(答7) 求めることは義務であるが、運営基準減算の対象とはなっていない。また、求めた上で、もらえない場合は基準違反とはならない。

### 【リハビリテーションマネジメント加算について】

(問8) リハビリテーションマネジメント加算でⅠとⅡが設定されている理由は何か。まずは対応可能なⅠから取り組み、いずれⅡに移行できるよう取り組むとの解釈で良いか。

(答8) リハビリテーションマネジメントⅡは医師がリハビリテーション会議に参加し、利用者又は家族にリハビリテーション計画を説明することが算定の要件となっている。リハビリテーション会議に医師が参加していただくことが望ましいが、参加できなかった場合は、会議以外の場面を通してご説明いただくことになる。リハビリテーションマネジメントⅡを算定する体制が整った事業所からⅡに移行できればと考えている。

(問9) リハビリテーションマネジメント加算について、書式は施設や居宅事業所で、独自の項目を増やす又は減らすなどは可能か。また、項目についてはいつごろ示されるか。

(答9) 書式は項目が含まれていればこれまでのものでも良く、通知と一緒に示す予定である。

### 【生活行為向上リハビリテーションについて】

(問 10) 算定は開始月から適用とされているが、新規の利用契約からとなり、契約が継続している利用者へは適用されない考えで良いか。また、現場では当該加算を取るようにプレッシャーを受けているリハビリテーション職種がいると聞かすが、ニーズに基づくプランを作成するものであり、施設を利用するためには当該サービスをセットでの利用の求めを抑止してもらえるか。

(答 10) 算定は通所の利用日ではなく、生活行為向上リハビリテーションの利用月からである。当該サービスを利用した月から算定できる。生活行為の自立が必要な方への短期集中の期間限定のサービスが導入できる仕組みができたを受け止め、介護支援専門員も積極的に取り組み状況を把握し、目標が達成できるよう支援をしていただきたい。

(問 11) 「生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていること」とあるが、作業療法士は研修を修了していない者でも良いという解釈か。

(答 11) 作業療法士にも研修を課す予定であり、後日 Q&A で示す予定である。

以上